

[事案 2020-324] 就業不能給付金支払請求

・令和3年7月12日 裁定終了

<事案の概要>

責任開始期前発病を理由に給付金が支払われなかったことを不服として、就業不能給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

うつ病により通院したため、令和元年9月に契約した就業不能保険にもとづき就業不能給付金を請求したところ、責任開始期前発病であることを理由に支払われなかった。しかし、以下等の理由により、就業不能給付金を支払ってほしい。

- (1)令和元年11月まで、精神疾患による通院歴はない。
- (2)保険会社は、契約成立前に「不眠、抑うつ気分、イライラなどの病状」を確認することなく、インターネットによる簡単な手続きで契約を成立させた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は、責任開始期前の平成31年1月頃より、不眠、抑うつ気分、イライラなどの症状を発症し、自覚もしていたため、約款上の就業不能給付金の支払事由（責任開始期以後の精神疾患等を直接の原因として就業不能状態（精神疾患）に該当）には当てはまらない。
- (2)告知書において、過去の申立人の病気や通院歴は一切告知されていない。また、当社が引受審査の際に申立人の症状を調査しなければならない義務はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の事情等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、就業不能給付金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。